

随意契約理由書

件名	危機管理映像システム保守・管理業務
契約の相手方	株式会社日立製作所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>保守・管理対象となる危機管理映像システムは、株式会社日立製作所が、汎用製品を組合せた上に制御機能を本市向けに独自開発したシステムであり、本庁舎4号館（危機管理センター）1階本部員会議室、2階オペレーションセンター内の映像入力、各種大型ディスプレイ制御を行う、災害発生時の映像情報共有には不可欠なシステムである。</p> <p>映像のレコーダー、映像変換機、分配器などそれぞれは汎用製品であり特定製品に限定すれば、製造メーカー（保守会社）による保守・管理の実施も可能であるが、個別の機器にとどまらず、システム全体で情報を安定的に利用できるよう保守・管理を実施し、故障発生時には速やかに同等代替製品等を調達、専門技術員による復旧作業を行えるのは制御機能を開発した株式会社日立製作所だけである。</p> <p>以上の理由から、本業務の遂行に必要な不可欠な知識を有し、確実に業務を履行できるのは上記会社以外にはないため、上記会社との特命随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	危機管理室（電話番号 直通322-6237 内902-9726）